

議案第七十四号

港区景観条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区景観条例の一部を改正する条例

港区景観条例（平成二十一年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第二号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行による景観法（平成十六年法律第百十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。